○外務省告示第百四十九号

平成二十五年三月二十八日にドゥシャンベで、母子保健施設医療機材・給排水設備改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　母子保健施設医療機材・給排水設備改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　今橋啓介在タジキスタン大使館大使

タジキスタン側　ハムラーハン・ザリフィ外務大臣

○国税庁告示第四号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十六日

国税庁長官　稲垣　光隆

○厚生労働省告示第百四十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第21部として次のように加える。

第21部　内用補（17）			
品名	薬価規格単位	薬価円	
（ヤ）			
スタリビルド配合錠	1錠	6,749.30	

別表特定非営利活動法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの項中「茨城県水戸市大塚町一八六六番地一〇二号」を「茨城県水戸市大塚町一八六六番地一〇二号」に改め、同表特定非営利活動法人さなぎ達の項中「神奈川県横浜市中区寿町三丁目九番地八」を「神奈川県横浜市中区翁町一丁目六番地四新翁ビル一階」に改め、同表特定非営利活動法人数理の翼の項中「東京都港区赤坂一丁目二番二号日本財団ビル三階」を「東京都港区新橋一丁目一七番一号新幸ビル四階」に改め、同表特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークの項中「山上　皓」を「平井　紀夫」に改め、同表特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会の項中「東京都新宿区荒木町一八番地七四谷長岡ビル二〇二号室」を「東京都新宿区住吉町五番一号吉村ビル二階」に改め、同表特定非営利活動法人天然資源開発機構の項中「特定非営利活動法人天然資源開発機構」を「特定非営利活動法人天然薬用資源開発機構」に改め、同表特定非営利活動法人飛んでけ車いすの会の項中「北海道札幌市中央区北五条西六丁目二番地」を「北海道札幌市中央区南八条西二丁目市民活動プラザ星園四〇七」に改め、同表特定非営利活動法人日本高血圧協会の項中「愛媛県東温市田窪二一〇八番地六」を「大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目八番二九号」に改め、同表特定非営利活動法人北海道移植医療推進協議会の項中「北海道札幌市白石区南郷通九丁目北5番15号エムズ南郷通ビル（エヌ・ティ・ティ北海道テレマート㈱内）」を「北海道札幌市中央区南一条西十六丁目一番二四六号ＡＮＮＥＸレーベンビル内」に改める。

○厚生労働省告示第百四十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及び第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

第十第二号㈠ハ中「及びアイミクス配合錠ＬＤ」を「、アイミクス配合錠ＬＤ及びスタリビルド配合錠」に改める。

○農林水産省告示第千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字東山五三一三の九、五三一四の六、五三一五の九、五三一五の一〇、五三一六の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市大平字畑七七の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町浜野字滝沢九六五の四（国有林）

二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字下石井字城主内七六の七、八六の二、九二の二、九五の三、九六の五、九七の三、一一五の四、一一六の六、二〇二の三、二一二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市石山南郷町字奥山一二三六の四、一二三六の五、一二三七の四、一二三七の五、一二三八の二（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町大字高野山字袈裟掛石八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）